

別表

1 事業種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 事業者
地域勤務医師応援事業 【別記1】	1 病院あたり 10,000 千円 1 診療所あたり 2,000千円	診療応援を受ける際にかかる経費 (非常勤医師の旅費)	1 2	過疎地域、離島に所在する病院及びへき地診療所
看護職員キャリアアップ支援事業 【別記7】	看護職員1人あたり 700千円 なお、助産師出向支援事業、特定行為に係る看護師の研修(以下、「特定行為研修」という。)に参加する場合は、以下の額を加算する。 ア 助産師出向支援事業 看護職員1人あたり400千円 イ 特定行為研修 看護職員1人あたり400千円(代替職員を雇用する場合、更に1,128千円を加算)	中堅看護職員(経年数5年以上とする。但し、助産師出向支援事業についてはこの限りではない。)が資質向上に資する研修を受講する場合の次の経費 ①研修受講のための受講料、学納金等の経費(テキスト代は除く。)、旅費交通費 ②①に加えて、アの場合は、長期滞在に要する経費 ③①に加えて、イの場合は、長期滞在に要する経費及び代替職員の雇用に係る経費	1 2	県内に所在する病院及び訪問看護ステーション
医療従事者の確保に関する支援事業 【別記9】	1 病院あたり 936千円 但し、病院又は郡市医師会が、地域医療構想に基づく病床機能転換等により圏域で必要となる医療従事者の確保に取り組む場合は、従事者確保に資する経費として知事が必要と認めた額	事業主体が独自に取り組む医療従事者確保のための勧誘活動に要する次の経費 職員等旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、賃借料及び使用料	1 2	過疎地域、離島に所在する病院管内に上記の病院を有する郡市医師会
医療従事者研修環境整備事業 【別記10】	1 病院あたり 618千円	圏域内(二次医療圏単位)の医療従事者を対象とした医療技術及び提供医療の向上に資する研修を実施する場合の次の経費 報償費、旅費、需用費、役務費、賃借料及び使用料、委託費(前記の経費に該当するものに限る)	1 2	県内に所在する病院 (各二次医療圏あたり1病院程度を補助対象とする。但し、圏域の地理的条件、研修内容等を勘案し、複数の病院での実施を認める場合もある。)

在宅医療に関する病院の体制整備事業 【別記12】	1病院あたり 1,500千円	病院の職員を対象とした在宅医療に関する研修の実施や、院内における在宅医療推進に向けた体制整備に係る次の経費 報償費、旅費、需用費、役務費、賃借料及び使用料、委託費（前記の経費に該当するものに限る）、備品購入費	<u>1</u> 2	県内に所在する病院
-----------------------------	----------------	---	---------------	-----------